

令和4年第7回国分寺市農業委員会総会議事録

令和4年7月20日(水)午前9時30分

第7回国分寺市農業委員会総会を東京むさし農業協同組合同分寺支店に召集する。

出席委員 (13名)	1番 笛田 弥生	2番 永澤 悟	3番 濱野 周泰	4番 尾又 守
欠席委員 (2名)	5番 清水 幸雄 ^欠	6番 齋藤 利一	7番 本多 佳郎	8番 鈴木 正治
	9番 鈴木 吉弘	10番 篠宮 重彰	11番 内藤 孝雄	12番 栗原 啓輔
	13番 本橋 裕司 ^欠	14番 田中 豊	15番 鈴木 弘子	
事務局 出席職員	事務局長 清水 昭策 事務局係長 榎本 紘幸 係 有田 元之			

< 議事日程 >

日程第1 開会と署名委員指名

日程第2 前回会議録の承認

日程第3 会長等の報告

日程第4 議案審議

議案第1号 国分寺都市計画生産緑地地区の追加指定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 現況が農地である旨の証明書の交付について

議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

議案第6号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について

日程第5 協議事項

協議第1号 農地利用状況調査の実施について

協議第2号 農業委員の役割分担について

日程第6 報告事項

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処理について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に係る専決処理について

報告第3号 第17回農ウォークについて

報告第4号 農業委員会視察研修について

報告第5号 農地の肥培管理基準(案)について

報告第6号 今後の日程について

日程第7 その他

議長（田中 豊）は令和4年第7回国分寺市農業委員会総会の開会を宣言した。

- 日程第1 開会と署名委員指名
議長は、議事録署名委員について、次の2名を指名した。
9番 鈴木吉弘委員 10番 篠宮委員
- 日程第2 前回会議録の承認
事務局提示のとおり前回会議録は承認された。
- 日程第3 会長等の報告
6/20 東京都農業会議通常総会・東京都農業会議事業推進協議会
（田中会長）
6/28 国分寺市農業祭立毛品評会・農業委員会地区別広域連携会議
（北多摩西部地区）（田中会長）
7/2 第17回農ウォーク（田中会長，濱野委員，鈴木吉弘委員，
栗原委員）※受入農家として内藤委員
7/7 令和4年度北多摩地区農業委員会連合会会長研修（田中会長）

○ 日程第4 議案審議

議案第1号 国分寺都市計画生産緑地地区の追加指定について

議長は、議案第1号を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を永澤委員，2番・5番を篠宮委員，6番を尾又委員，7番を栗原委員に現地調査報告を求めた。なお，3番・8番については，4月・6月に「生産緑地地区指定に係る現況が農地である旨の証明書」に係る現地調査を，4番については，5月に「現況が農地である旨の証明書」に係る現地調査を実施済につき，今回は事務局のみで現地を確認したため，現地調査報告を省略し議案審議のみとする。また，本議案7番の審議にあたり，国分寺市農業委員会会議規則第10条の規定により，その議事に参与することができない齋藤会長職務代理には退席を求めた。

事務局

1番について，当該農地には直売所と駐車場があり，両方とも生産緑地内に設置が認められており，駐車場については，「農地の保全に資する施設（直売所）」に付帯する駐車場として，必要最小限の範囲であれば問題ないことを市まちづくり課に確認している。しかし，今回は駐車場の範囲が必要最小限の範囲より広く見受けられたため，既にまちづくり計画課へその旨を報告した。併せて，今後生産緑地地区の指定を受けた後，相続税納税猶予制度の適用を受けることとなった場合，直売所部分と農作物の栽培に通常必要不可欠な搬出入路を越えた部分については，認められない旨を農業委員会事務局から所有者へお伝えすることになっている。

6番について，登記地目が「宅地」となっているが，当該農地は，農地法施行前から登記地目は宅地であったため，農地転用の届出はされていない。農地転用が出ていなければ，登記地目が「宅

地」であっても生産緑地地区追加指定を妨げるものではないが、農業委員会としては、今後農地転用が行われないよう、登記地目を「宅地」から「畑」に変えるため、議案3号で当該農地を「現況が農地である旨の証明書の交付について」審議いただく予定である。

なお、3番・4番・8番については、「生産緑地地区指定に係る現況が農地である旨の証明書」に係る現地調査を実施済のため、今回は事務局のみで現地を確認した。

永澤委員 議案第1号1番について、7月6日に、鈴木弘子委員、本多委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、シソ・シシトウ・モロヘイヤ等の野菜類を栽培しており、適切に肥培管理されていた。なお、農地内の一部に、直売所及び駐車場があり、これらは生産緑地地区の追加指定を妨げるものではないが、直売所に付帯する駐車場として、必要最小限の範囲を超えているように見受けられた。そのため、追加指定にあたり、市まちづくり計画課へ意見を付す必要があると考える。

篠宮委員 議案第1号2番について、7月5日に、田中会長、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、カボチャ・スイカを栽培しており、すべて適切に肥培管理されていた。

議案第1号5番について、7月5日に、田中会長、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、モミジ・ドウダンツツジのほか、カボチャを栽培しており、すべて適切に肥培管理されていた。

尾又委員 議案第1号6番について、7月6日に、清水委員、笛田委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、ドウダンツツジ・キンモクセイを栽培しており、残りの部分は耕作準備中であり、すべて適切に肥培管理されていた。なお、今後はドウダンツツジとブルーベリーを栽培する営農計画を確認している。

栗原委員 議案第1号7番について、7月5日に、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、モミジ・マツ・ウメ等の植木類を栽培しており、すべて適切に肥培管理されていた。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第1号1番～8番について全員一致で承認とする。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長は、議案第2号を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を栗原委員に現地調査報告を求めた。

事務局 本議案は、農業者から農業者に対して、農地のまま所有権を移転するものであり、農地法第3条の規定による許可が必要となる。当市ではあまり例がない権利移動のため、議案書に許可要件を添付している。当該許可要件を踏まえ、審議願いたい。

栗原委員 議案第2号1番について、7月5日に、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、イチジク・ブルーベリー・ミカンを栽培しており、すべて適切に肥培管理されていた。なお、当該農地は従前より、譲受人が自己所有農地であると思い、耕作を行ってきたが、土地の筆を確認した際、譲渡人の所有であることが判明し、今回、

農地法3条の規定に伴う農地の売買が行われることになったことを確認している。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第2号1番について全員一致で承認とする。

事務局 なお、農地法の改正により、3条許可要件のうちの下限面積要件について、令和5年4月1日施行をもって撤廃される予定である。これにより、農地を持たない者が新たに農地を所有できる可能性を含んでいるため、今後、3条許可申請が出された場合、個別具体的に、慎重に議論していく必要があると考える。

議案第3号 現況が農地である旨の証明書の交付について

議長は、議案第3号を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番・2番を尾又委員に現地調査報告を求めた。

尾又委員 議案第3号1番・2番について、7月6日に、清水委員、笛田委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、ドウダンツツジ・キンモクセイを栽培しており、残りの部分は耕作準備中であり、すべて適切に肥培管理されていた。また、今後はドウダンツツジとブルーベリーを栽培する営農計画を確認している。なお、当該農地は、議案第1号で審議したとおり、過去に農地転用がされていないため、登記地目が「宅地」のまま生産緑地地区に追加指定が可能となっている。しかし、登記地目を「宅地」から「畑」へ変更することで、違法な農地転用を防ぐことが出来るため、当該証明を行い、登記地目を変更してもらうように、所有者へ伝えている。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第3号1番・2番について全員一致で承認とする。

議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付について

議長は、議案第4号を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を笛田委員、2番を栗原委員に現地調査報告を求めた。

笛田委員 議案第4号1番について、7月6日に、清水委員、尾又委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地は、耕作準備中であり、ここ数年、農地利用状況調査の際、文書指導を行っている。今後、本証明書を発行し、生産緑地地区を解除することになるが、解除後、農地転用するまでは畑であるため、農業委員会として指導管理する立場にある。そのため、立会人に対し、東側農地の切り株の除去を、西側農地の下草の除草及び剪定をお願いするとともに、農地の適正な管理をお願いした。

栗原委員 議案第4号2番について、7月5日に、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、サルスベリ・ハナミズキを栽培しており、すべて適正に肥培管理されていた。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第4号1番・2番について全員一致で承認とする。

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

議長は、議案第5号を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を永澤委員、2番を鈴木吉弘委員に現地調査報告を求めた。

永澤委員 議案第5号1番について、7月6日に、鈴木弘子委員、本多委員、私と事務局で現地調査を行った。西側農地では、ハナミズキ・ボケ・ハナモモ等の植木類を、東側農地では、ハナミズキ・モミジ・シマトネリコ等の植木類を栽培しており、すべて適正に肥培管理されていた。よって、本案件の人物は相続税納税猶予を適用するに適格だと考える。

鈴木吉弘委員 議案第5号2番について、7月5日に、内藤委員、濱野委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、イチジク・ミカンを栽培し、残りの部分は作付け準備中で、すべて適正に肥培管理されていた。よって、本案件の人物は相続税納税猶予を適用するに適格だと考える。なお、2番11の筆の一部について、相続税納税猶予地から、直売所・搬出入路・道路部分を、その他の筆については、当該農地を囲むように、しっかりとした土留め設置予定の部分を外していることを確認している。

齋藤職務代理 土留め部分を除外する事例をあまり聞かないが、しっかりと土留めとは、どの程度のものを想定しているのか。

事務局 土留めについての詳細は伺っていない。なお、一般的に土留め部分を除外して申請する事例は少なく、土留めを含めても問題ないことを申請者の代理人に説明した。

濱野委員 2番11の筆の一部については、現地調査した際、道路と農地の境目は、すでに土留めがあり、類推だが、今後新たに道路を舗装することに伴う土留めと考える。

事務局 土留めの幅に関する規定は存在しない。一般的に、農地との境界は、ブロックやフェンス等で区切っているが、その部分を相続税納税猶予面積から外すことは、他の農業委員会もしていないと思われる。今回は、申請者の意向により、自ら除外して申請されたため、意向を尊重したものである。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第5号1番・2番について全員一致で承認とする。

議案第6号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について

議長は、議案第6号を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を鈴木吉弘委員、2番を内藤委員、3番・4番を篠宮委員に現地調査報告を求めた。

鈴木吉弘委員 議案第6号1番について、7月5日に、内藤委員、濱野委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、トマト・トウモロコシ・キュウリ等の野菜類のほか、ウメを栽培しており、すべて適切に肥培管理されていた。

内藤委員 議案第6号2番について、7月5日に、鈴木吉弘委員、濱野委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、ブルーベリー

のほか、ヒマワリを栽培しており、すべて適切に肥培管理されていた。

篠宮委員 議案第6号3番について、7月5日に、田中会長、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、ネギ・ミニトマト等の野菜類のほか、イチジク・フェイジョア等の果樹類を、また、モミジ等の植木類を栽培しており、すべて適切に肥培管理されていた。

篠宮委員 議案第6号4番について、7月5日に、田中会長、私と事務局で現地調査を行った。北町の農地では、ウド・エダマメを栽培しており、残りの部分は作付け準備中であった。並木町と新町一丁目の農地では、トウモロコシ・エダマメ・スイカ等の野菜類を栽培し、残りの部分は作付け準備中であり、新町二丁目の農地は、作付け準備中で、すべて適切に肥培管理されていた。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第6号1番～4番について全員一致で承認とする。

○ 日程第5 協議事項

協議第1号 農地利用状況調査の実施について

議長は協議第1号を議題とすることを告げ、事務局へ説明を求めた。

事務局 農業委員会では、農地法第30条第1項の規定に基づき、毎年1回市内全域の農地の利用状況調査を行っており、今年度の実施にあたり、日程・調査委員について協議願いたい。調査委員について、新型コロナウイルス感染症の拡大状況をふまえ、昨年度と同様に地区担当委員・市職員のみで実施するのか、または従前のように応援委員を加えるかどうかについて決定いただきたい。

議長 応援委員について、新型コロナウイルス感染症拡大の状況は懸念されるが、担当農地以外の農地を見る事ができる利点があるので、状況を見て判断していくのはどうか。

内藤委員 一旦、応援委員を決め、8月総会で最終決定するのが良いのではないか。

議長 協議の結果、日程と調査委員については以下のとおりとする。なお、応援委員を一旦決定するが、新型コロナウイルスの感染拡大状況を鑑み、8月総会で応援委員の有無を決定する。また、JA職員の参加については、JA職員の意向を聞いた上で決定することとする。

農地利用状況調査の日程と調査委員

地区	日程	予備日	対象地域	地区担当委員・応援委員
1	9/29 (木)	10/13 (木)	東元町 西元町 泉町 本多	永澤委員・鈴木(弘)委員・本多委員 尾又委員・鈴木(吉)委員・笹田委員
3	9/30 (金)	10/14 (金)	北町 並木町 新町 高木町	鈴木(正)委員・田中会長・篠宮委員 本多委員・鈴木(弘)委員・栗原委員
2	10/5 (水)	10/12 (水)	内藤 日吉町 東恋ヶ窪 西恋ヶ窪	内藤委員・鈴木(吉)委員・濱野委員 永澤委員・篠宮委員・本橋委員

4	10/6 (木)	10/11 (火)	東戸倉 戸倉 富士本	清水委員・尾又委員・笛田委員 齋藤職務代理・内藤委員・鈴木(正)委員
5	10/7 (金)	10/17 (月)	西町 光町	栗原委員・齋藤職務代理・本橋委員 田中会長・濱野委員・清水委員

協議第2号 農業委員の役割分担について

- 議長は協議第2号を議題とすることを告げ事務局へ説明を求めた。
- 事務局 農業委員会から選出している「国分寺市認定農業者審査会委員」及び「国分寺市認定農業者相談支援チームメンバー」の任期が令和4年7月31日に満了するため、8月1日以降の委員及びメンバーを新たに選出してもらう必要がある。
- 審査会委員は1名以内、相談支援チームメンバーは3名以内、任期は令和4年8月1日から令和6年7月31日までの2年間、それぞれ条例・要綱にて農業委員会から選出することになっている。
- なお、任期の2年間については、令和5年7月19日をもって農業委員の任期が満了するため、農業委員改選後の令和5年7月20日以降の新体制において、新たに選出することになる。
- 議長 来年7月19日までの実質1年間、今と同じメンバーを選出したいがどうか。
- 内藤委員 承知した。
- 鈴木正治委員 承知した。
- 議長 協議の結果、「国分寺市認定農業者審査会委員」及び「国分寺市認定農業者相談支援チームメンバー」について、農業委員会から選出するのは以下の者に決定する。
- 認定農業者審査会委員 : 田中会長
認定農業者相談支援チーム : 内藤委員, 鈴木正治委員, 清水委員 (3名)

○ 日程第6 報告事項

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処理について
報告第1号について、事務局より資料を基に1件報告した。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に係る専決処理について
報告第2号について、事務局より資料を基に5件報告した。

報告第3号 第17回農ウォークについて
報告第3号について、事務局より資料を基に報告した。

報告第4号 農業委員会視察研修について
報告第4号について、事務局より資料を基に報告した。

- 事務局 タイムスケジュールを調整した結果、午前中から視察に伺うことが最も効率的で、目的が達成されると考える。そのため、9月総会は遅くとも10時20分頃までに終了し、10時30分には国分寺市役所

を出発したいと考える。総会での協議の時間を確保するため、委員の特段の協力をお願いするとともに、9月総会は例外的に、9時からの開催を提案させていただきたい。本件について了承を得られれば、8月総会で具体的なスケジュールと場所を報告する。

議 長 事務局からの提案について、異議がないので、9月総会は9時から開催する。

報告第5号 農地の肥培管理基準（案）について

報告5号について、事務局より資料を基に説明した。

事務局 前回総会の意見をふまえ、3果樹畑②落下した「果樹」を「果実」に修正した。また、全体を通して「・」を使用している箇所が、「又は」と「及び」の意味が混在していることから、1共通事項③と⑥を、6竹林①と③を修正した。なお、4植木畑③について、「・」があるが、前後の言い回しを考慮し、あえてこの表現は変えずにこのまま残した。

本案について、数か月に渡り協議いただき、前回総会をもって、意見が一定出尽くしたと考える。前回総会で、鈴木吉弘委員より意見があったように、大まかな所を決定し、課題や細かい箇所は、解釈集のような形で積み上げていき、また時代に即した形で変更していくスタンスが望ましいと考える。

今後、視察研修での意見交換を踏まえ、再度協議いただき、今年度中の完成を想定している。

議 長 先日、北多摩地区農業委員会連合会会長研修会の際、小平市農業委員会会長より「自然農法・有機農法で行う農地の管理」に関して、他市の意見を求めている機会があった。消費者ニーズも少ないとは言えず、今後、課題になってくるテーマであると考え。9月に控えている視察研修で、時間があればこの対応について意見交換したい。

報告第6号 今後の日程について

報告第6号について、事務局より資料を基に報告した。

7月28日「農業委員会会長職務代理研究会」に齋藤職務代理が出席、9月2日「広報研究会」に濱野編集委員長・笛田編集委員・永澤編集委員が出席する旨を確認した。

○ 日程第7 その他

議 長 令和4年第8回農業委員会総会は、8月19日(金)午前9時30分より、
国分寺市役所プレハブ会議室第1会議室にて開催する。

上記の会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年7月20日
国分寺市農業委員会
会 長 田中 豊

署名委員
署名委員